

※ 役員報酬試算 ※

(資本金1億円以下の普通法人が対象です。)

様

繰越欠損金(別表七(一)3の計)		千円	
法人所得金額(別表四52の①)に役員報酬の総額を合算した金額	現状データ	比較データ	※試算の種類
	120,000	119,618	単一年度での税負担の比較
資本金	10,000	千円	
利益積立金(別表五(一)31の①)	50,000	千円	

●現状データ

(単位:千円)

会社法人税等		個人税金	社長	取締役1	取締役2	取締役3	取締役4	個人計	総合計
所得金額	31,000	給与の額	24,000	20,000	18,000	15,000	12,000	89,000	120,000
法人税	6,536	給与所得	22,050	18,050	16,050	13,050	10,050	79,250	
地方法人税	673	他の所得	1,500	1,000	1,000			3,500	
事業税	1,962	各種控除	380	760	380			1,520	
特別法人事業税	725	社会保険料	1,660	1,660	1,714	1,662	1,447	8,143	
道府県民税	85	基礎控除	480	480	480	480	480	2,400	
市町村民税	442	課税所得額	21,030	16,150	14,476	10,908	8,123	70,687	
税金合計	10,423	所得税	5,733	3,873	3,309	2,106	1,258	16,279	
対税(%)	33.6	住民税	2,108	1,620	1,452	1,095	817	7,092	会社個人計
		税金合計	7,841	5,493	4,761	3,201	2,075	23,371	33,794
		対税(%)	30.7	26.2	25.1	21.3	17.3	25.3	28.2

●比較データ

(単位:千円)

会社法人税等		個人税金	社長	取締役1	取締役2	取締役3	取締役4	個人計	総合計
所得金額	4,618	給与の額	30,000	25,000	22,000	20,000	18,000	115,000	119,618
法人税	692	給与所得	28,050	23,050	20,050	18,050	16,050	105,250	
地方法人税	71	他の所得	1,500	1,000	1,000			3,500	
事業税	172	各種控除	380	760	380			1,520	
特別法人事業税	63	社会保険料	1,660	1,660	1,726	1,720	1,714	8,480	
道府県民税	26	基礎控除		320	480	480	480	1,760	
市町村民税	91	課税所得額	27,510	21,310	18,464	15,850	13,856	96,990	
税金合計	1,115	所得税	8,380	5,848	4,685	3,772	3,100	25,785	
対税(%)	24.1	住民税	2,756	2,136	1,851	1,590	1,390	9,723	会社個人計
		税金合計	11,136	7,984	6,536	5,362	4,490	35,508	36,623
		対税(%)	35.4	30.7	28.4	26.8	24.9	30.0	30.6

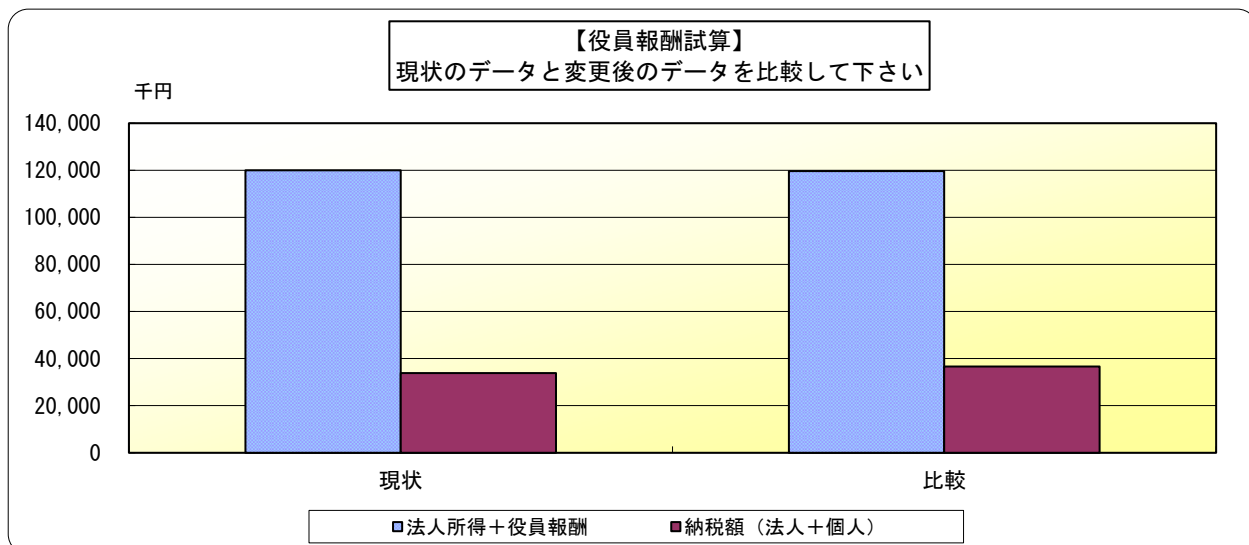
※試算の種類が「2期連続での比較」の場合は、現状データは当期、比較データは翌期とみなして試算します。

※所得税の金額は復興特別所得税を含めた金額を表示しています。

※2022年4月時点での税制に基づいて試算しています。

※比較データの法人所得金額は現状データの当該入力額に、現状データと比較データの役員報酬額の差による

社会保険料の会社負担分の差額を加・減算した金額を自動的に算出しています



※ 役員報酬試算（拡張版）※

（資本金1億円以下の普通法人が対象です。）

（単位：千円）

		様
繰越欠損金（別表七（一）3の計）		千円
法人所得金額（別表四 52の①）に 役員報酬の総額を合算した金額	398,233	千円
課税所得金額	287,733	千円
資本金	50,000	千円
利益積立金（別表五（一）31の①）	120,000	千円
法人に係る税金	104,909	千円
役員に係る税金	35,259	千円

	給与の額	他所得金額	所得控除額
社 長	25,000	3,000	2,058
副 社 長	20,000	2,000	2,538
専 務	18,000		2,158
常 務	17,500	10,000	2,458
取締役 1	15,000		2,114
取締役 2	15,000		2,114
取締役 3			
取締役 4			
取締役 5			
取締役 6			
取締役 7			
取締役 8			
取締役 9			
監査役 1			
監査役 2			
合 計	110,500	15,000	13,440

【 試 算 結 果 】

様

◎会社法人税等

(単位:千円)

総利益額	398,233	法人税	66,098
役員給与	110,500	地方法人税	6,808
繰越欠損金		事業税	19,933
		特別法人事業税	7,375
課税所得	287,733	道府県民税	680
		市町村民税	4,015
資本金	50,000	税額合計	104,909
利益積立金	120,000	対税割合 (%)	36.4

◎役員税金

(単位:千円)

役員給与	110,500
所得税(※)	25,195
住民税	10,064
税額合計	35,259
対税割合 (%)	28.0

(単位:千円)

会社+個人の税額	140,168
会社総利益額	
対税割合 (%)	35.1

◎役員給与所得税等内訳

(単位:千円)

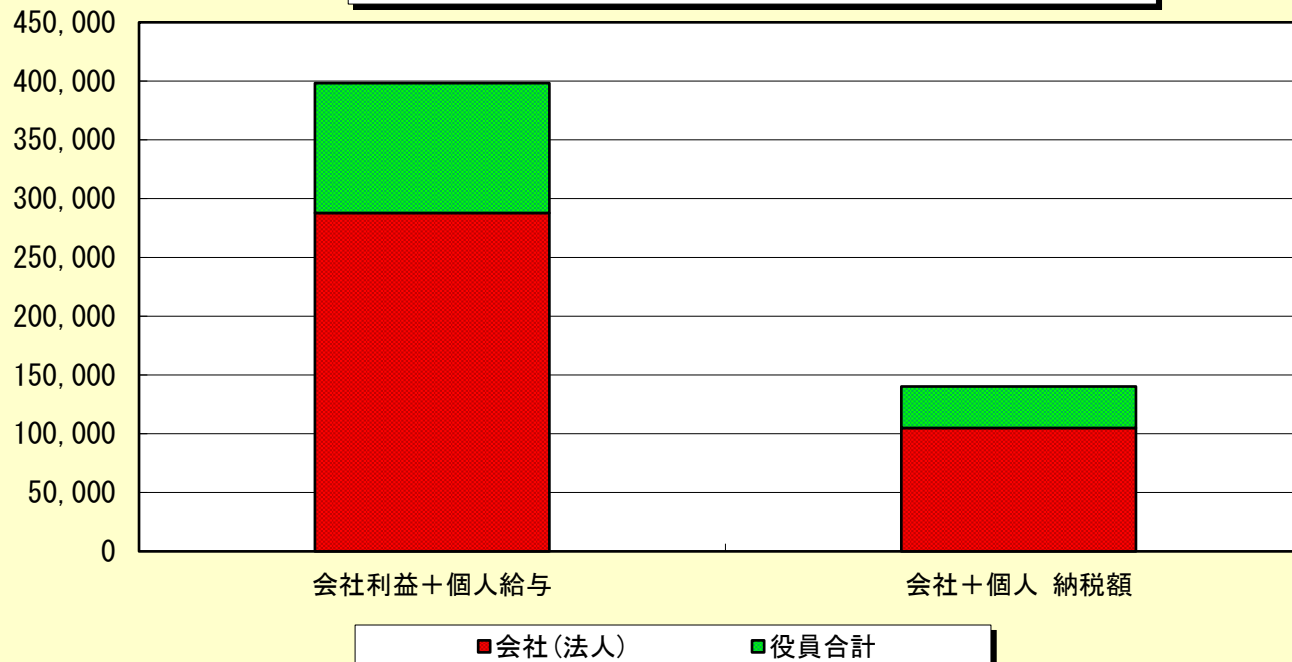
	役員給与 (A)	給与所得	他の所得 (B)	所得控除	所得金額	所得税	住民税	税額合計 (C)	対税割合 (%) (C) / (A+B)
社 長	25,000	23,050	3,000	2,058	23,992	6,943	2,404	9,347	33.3
副 社 長	20,000	18,050	2,000	2,538	17,512	4,332	1,756	6,088	27.6
専 務	18,000	16,050		2,158	13,892	3,112	1,394	4,506	25.0
常 務	17,500	15,550	10,000	2,458	23,092	6,576	2,314	8,890	32.3
取締役 1	15,000	13,050		2,114	10,936	2,116	1,098	3,214	21.4
取締役 2	15,000	13,050		2,114	10,936	2,116	1,098	3,214	21.4
取締役 3									
取締役 4									
取締役 5									
取締役 6									
取締役 7									
取締役 8									
取締役 9									
監査役 1									
監査役 2									
合 計	110,500	98,800	15,000	13,440	100,360	25,195	10,064	35,259	28.0

※所得税は復興特別所得税を含んだ金額です。 ※2022年4月時点での税制に基づいて試算しています。

単位: 千円

【役員報酬試算】

◆ 利益の分配割合と納税の負担割合の関係をご覧ください ◆



※ 役員退職金試算（拡張版）※

様

I. 役員退職慰労金算出

(単位:円)

		①	②	③
1. 退職慰労金の算出	退任時報酬月額	1,500,000	1,500,000	1,500,000
	役員在任年数	14	14	14
	(月単位まで入力)	6	6	6
	功績倍率	3.0	2.5	2.0
2. 特別功労加算金	% (50%以内)	50	50	50
	実額の場合			
3. 弔慰金	(業務上死亡=1, その他=2)			
	業務上死亡(3年)			
	その他死亡(6ヶ月)			
4. 支給総額	退職慰労金	65,250,000	54,375,000	43,500,000
	特別功労加算金	32,625,000	27,187,500	21,750,000
	弔慰金			
	合計(退職金の総額)	97,875,000	81,562,500	65,250,000

II. 生存退職金の税金

(単位:円)

		①	②	③
1. 退職所得の税金	退職手当	97,875,000	81,562,500	65,250,000
	勤続年数	20	20	20
	所得税	15,749,588	12,166,644	8,835,734
	住民税	4,493,600	3,678,000	2,862,500
	税額合計(A)	20,243,188	15,844,644	11,698,234
	税引後差引(手取額)	77,631,812	65,717,856	53,551,766
2. 法人の節税額	現状の法人所得金額	150,000,000	150,000,000	150,000,000
	資本金	20,000,000	20,000,000	20,000,000
	期首利益積立金額	88,776,600	88,776,600	88,776,600
	現状の法人税等(B)	54,220,800	54,220,800	54,220,800
	退職金支給後の所得金額	52,125,000	68,437,500	84,750,000
	上に対する法人税等(C)	18,199,200	24,202,700	30,206,400
	差引節税額(D)“(B)-(C)”	36,021,600	30,018,100	24,014,400
3. 個人・法人納税損得	(D)-(A)	15,778,412	14,173,456	12,316,166
	法人実質負担額	61,853,400	51,544,400	41,235,600

III. 死亡退職金の税金

(単位:円)

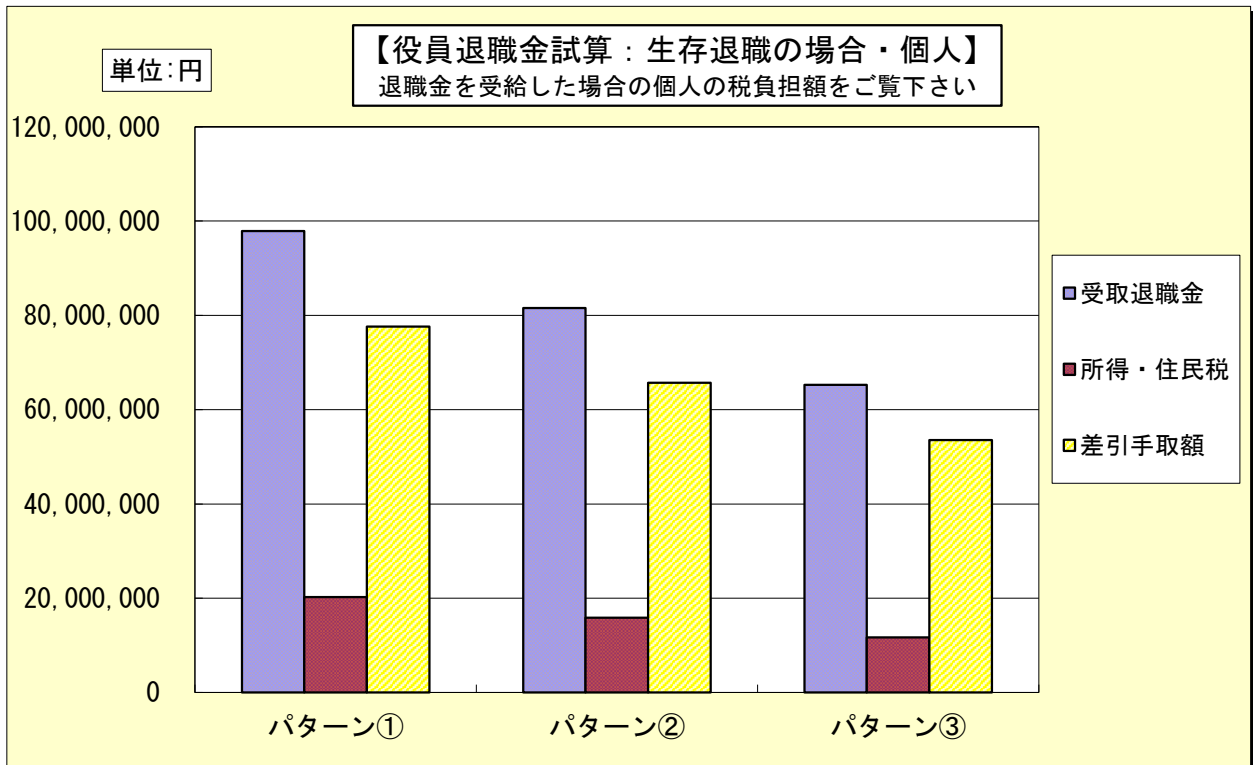
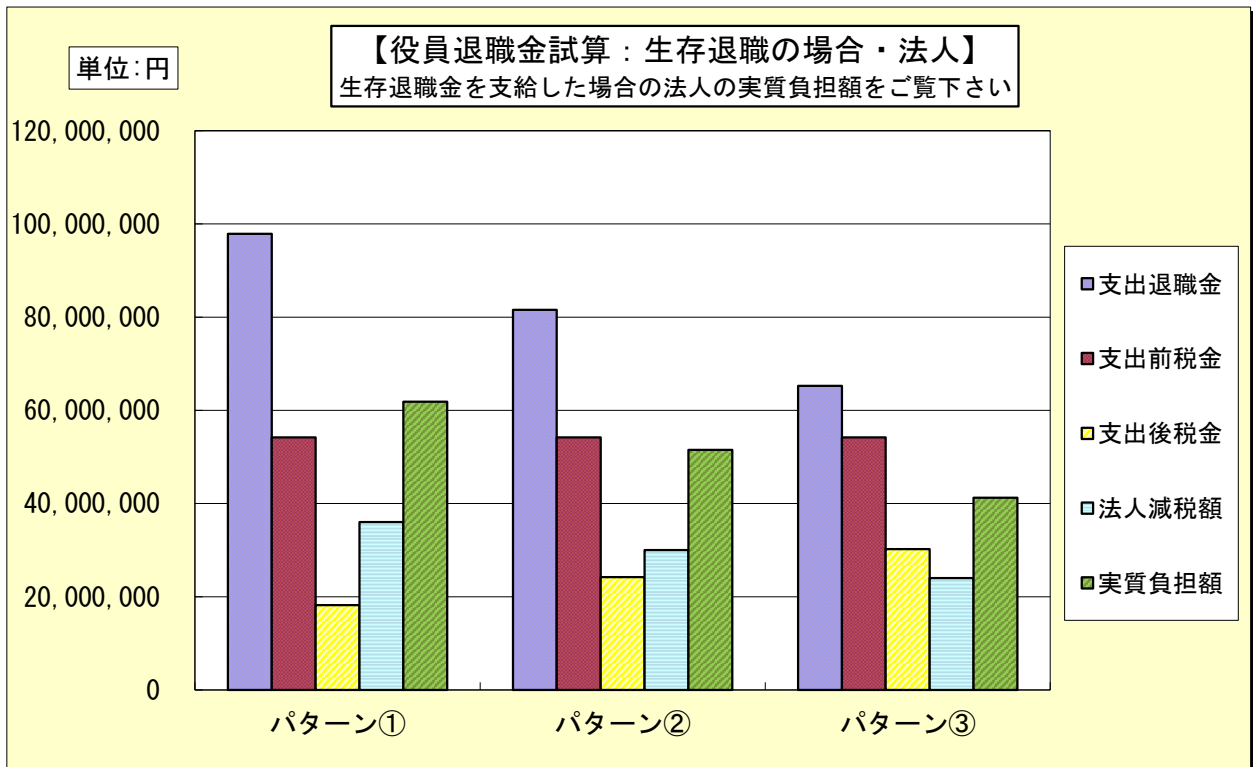
		①	②	③
1. 死亡退職者の相続税	現状の相続財産			
	配偶者いる=1			
	子供の人数			
	現状の相続税			
	現状の相続財産			
	退職控除			
	退職金受取後の相続財産			
	上に対する相続税			
差引増税額(A)				
2. 法人の節税額	現状の法人所得金額			
	資本金			
	期首利益積立金額			
	現状の法人税等(B)			
	退職金支給後の所得金額			
	上に対する法人税等(C)			
	差引節税額(D)“(B)-(C)”			
3. 相続・法人納税損得	(D)-(A)			
	法人実質負担額			

※法人税等・・・法人税, 地方法人税, 法人事業税, 特別法人事業税, 法人住民税の合算額

※所得税・・・退職所得の源泉徴収税額(復興特別所得税を含んだ金額)

※勤続5年以下の場合、退職所得控除額を控除した後の金額を2分の1しないで計算しています。

【生存退職グラフ】



※ 役員退職金試算（拡張版）※

様

I. 役員退職慰労金算出

(単位:円)

		①	②	③
1. 退職慰労金の算出	退任時報酬月額	1,500,000	1,500,000	1,500,000
	役員在任年数	14	14	14
	(月単位まで入力)	6	6	6
	功績倍率	3.0	2.5	2.0
2. 特別功労加算金	% (50%以内)	50	50	50
	実額の場合			
3. 弔慰金	(業務上死亡=1, その他=2)	1	1	1
	業務上死亡(3年)	54,000,000	54,000,000	54,000,000
	その他死亡(6ヶ月)			
4. 支給総額	退職慰労金	65,250,000	54,375,000	43,500,000
	特別功労加算金	32,625,000	27,187,500	21,750,000
	弔慰金	54,000,000	54,000,000	54,000,000
	合計(退職金の総額)	151,875,000	135,562,500	119,250,000

II. 生存退職金の税金

(単位:円)

		①	②	③
1. 退職所得の税金	退職手当			
	勤続年数	20	20	20
	所得税			
	住民税			
	税額合計(A)			
	税引後差引(手取額)			
2. 法人の節税額	現状の法人所得金額	150,000,000	150,000,000	150,000,000
	資本金	20,000,000	20,000,000	20,000,000
	期首利益積立金額	88,776,600	88,776,600	88,776,600
	現状の法人税等(B)			
	退職金支給後の所得金額			
	上に対する法人税等(C)			
	差引節税額(D)“(B)-(C)”			
3. 個人・法人納税損得	(D)-(A)			
	法人実質負担額			

III. 死亡退職金の税金

(単位:円)

		①	②	③
1. 死亡退職者の相続税	現状の相続財産	520,000,000	520,000,000	520,000,000
	配偶者いる=1	1	1	1
	子供の人数	2	2	2
	現状の相続税	69,800,000	69,800,000	69,800,000
	現状の相続財産	520,000,000	520,000,000	520,000,000
	退職控除	15,000,000	15,000,000	15,000,000
	退職金受取後の相続財産	602,875,000	586,562,500	570,250,000
	上に対する相続税	87,410,800	83,944,400	80,478,100
	差引増税額(A)	17,610,800	14,144,400	10,678,100
	2. 法人の節税額	現状の法人所得金額	150,000,000	150,000,000
資本金		20,000,000	20,000,000	20,000,000
期首利益積立金額		88,776,600	88,776,600	88,776,600
現状の法人税等(B)		54,220,800	54,220,800	54,220,800
退職金支給後の所得金額			14,437,500	30,750,000
上に対する法人税等(C)		70,000	4,328,700	10,332,400
差引節税額(D)“(B)-(C)”		54,150,800	49,892,100	43,888,400
3. 相続・法人納税損得	(D)-(A)	36,540,000	35,747,700	33,210,300
	法人実質負担額	97,724,200	85,670,400	75,361,600

※法人税等・・・法人税, 地方法人税, 法人事業税, 特別法人事業税, 法人住民税の合算額

※所得税・・・退職所得の源泉徴収税額(復興特別所得税を含んだ金額)

※勤続5年以下の場合、退職所得控除額を控除した後の金額を2分の1しないで計算しています。

【死亡退職グラフ】

